

ケース&確認書類で学ぶ

# 相続手続き ゼミナール

執筆：税理士事務所SBL所長・税理士

**八木正宣** 会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所SBLを開設。企業支援と相続関連業務に強み

### Study 11 相続財産管理人がいるケース

死亡された預金者の相続財産管理人と名乗る人が来店されました。相続預金を相続財産管理人名義に変更することを依頼されたのですが、どのようなことに留意して取り扱えばよいでしょうか。

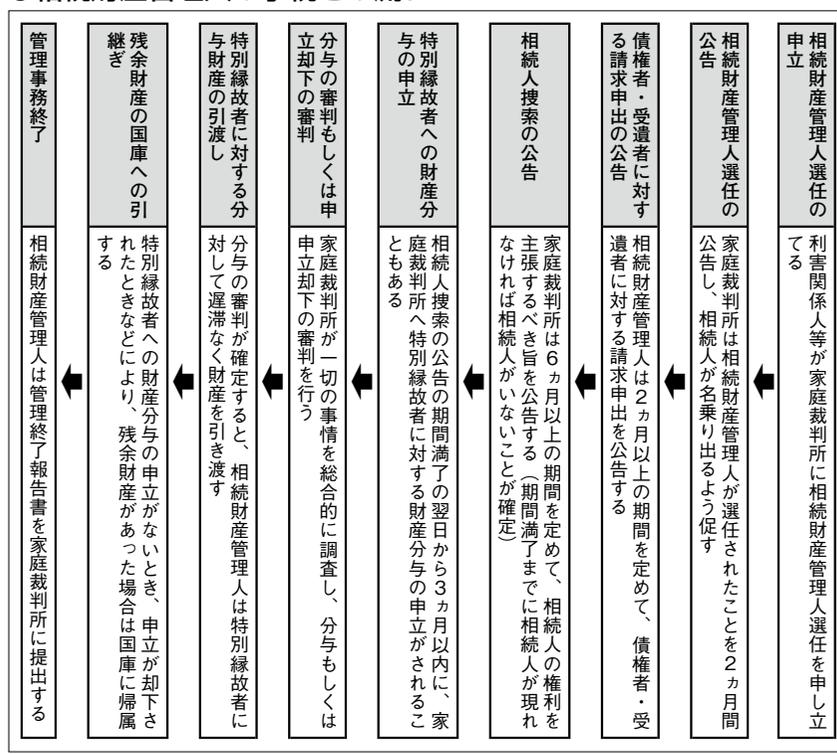


## 本

ケースのように、相続財産管理人が相続預金に関して必要な手続きを依頼してくる場合があります。相続財産管理人とは、相続発生時に相続人の存在・不在が明らかでない場合に相続財産の管理を行う者です。通常、相続人が相続財産の管理や清算を行います。相続人が不在・不明である場合に相続財産管理人がこれらを行います。

ここでいう「相続人が不在・不明である場合」には、民法で規定される相続人、すなわち配偶者や子、兄弟姉妹といった親族がいない状況が該当します。また、相続人となるべき人全員が相続放棄

### ●相続財産管理人の手続きの流れ



続人以外の者で例えば被相続人と生計を一にしていた人や被相続人の療養看護に努めた人（以下、特別縁故者）などが該当します。相続財産管理人は、相続財産や

相続人・債務者等の調査を行ったうえで、相続人がいない場合には債権者や受遺者に相続財産の中から資金を支払います。債権者や受遺者に弁済した後、相続財産が残

被相続人の記載により、死亡した預金者の相続財産管理人選任審判書であることを確認

相続財産管理人選任が審判された事実を確認

印鑑証明書や運転免許証など本人確認書類と突き合わせ、相続財産管理人本人であることを確認

### サンプル 相続財産管理人選任審判書謄本

平成31年(家)第〇〇〇号

審判

【本籍】 東京都渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号  
【住所】 本籍に同じ

申立人 古代 和子  
【本籍】 東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号  
【最後の住所】 本籍に同じ

被相続人 近代 太郎  
(平成31年〇月〇日死亡)

上記申立人からの相続財産管理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主文

住所 東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号  
山田 三郎  
を選任する。

平成31年〇月〇日  
東京家庭裁判所  
家事審判官 ●●●●

相続財産管理人による相続財産の清算手続きにあたって、被相続人名義の預金口座は相続財産管理人名義の預金口座に振り替えられます（名義変更または解約後相続財産管理人名義口座へ資産を移管）。その相続財産管理人名義の預金口座から、債権者や受遺者、それから財産分与の審判があった特別縁故者に対し支払うことになるわけですが。

被相続人名義の口座がある金融機関においては、被相続人名義の預金口座を相続財産管理人名義の預金口座に振り替える手続きを行うこととなりますが、その際にはいくつか留意すべきことがあります。

相続財産管理人から依頼があっ

相続財産管理人選任審判書謄本で確認する

## POINT

- 相続人が不存在・不明である場合に相続財産管理人が相続財産の管理や清算を行う
- 相続財産管理人選任審判書謄本の提出を受けて選任を確認

たときには、被相続人の戸籍（除籍）謄本の提出を受けて、死亡の事実を確認します。「相続財産管理人選任審判書謄本」（サンプル）の提出を受けて、相続財産管理人が選任されたことや、相続財産管理人を名乗る来店者の印鑑証明書等と照合して相続財産管理人本人であることを確認します。

合わせて、相続財産管理人が選任された理由を相続財産管理人に確認しておきましょう。後のトラブルを避けるためにも、被相続人が急な事故に遭ったり認知症を患ったりして遺言や養子縁組ができなかったなどの事情を把握しておくことが重要です。